

## 災害援護資金の貸付について

### 【制度の概要】

対 象 者	災害時に市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯 ① 世帯主が重症を負った世帯 ② り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の世帯 ③ 家財等に3分の1以上の被害があった世帯	
支援内容	被災世帯の生活の立て直しに資するため、資金を貸付 貸付限度額：被害の状況等に応じて150～350万円	
所得制限	世帯人員	前年（令和4年）の所得金額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

### 【問合せ先】

射水市福祉保健部社会福祉課保護係（本庁舎2階）

電話：0766-51-6670

住所：射水市新開発410番地1